

平成20年度

健康コーナー

対馬市 集団健診日程表



みなさんこんにちは!対馬市健康キャラクターのヘルシーです。10月に行われる集団検診の内容は特定(メタボ)健診とがん検診です。
8月中旬に回覧板、電話で受診申込を受け付けますので、ぜひ受診しましょう!
受診券はなくさないでね。

町	日程	対象地区	実施場所
厳原	10月1日 水	下原・櫻根・床谷・上山 日掛・小茂田・小茂田浜 椎根浜・椎根・阿連	佐須地区体育館
	10月2日 木	久根浜・久根田舎 上槻・瀬	久根保健福祉館
	10月3日 金	豆酸・浅藻・瀬	豆酸小学校体育館
	10月4日 土	久和・内院・尾浦・安神 内山・久田・白子・堀田	ありあけ会館
	10月5日 日	曲～久田道	対馬市商工会 厳原支所
美津島	10月26日 日	焼松・上の町・中の町 日向・本町・住吉・日の出 宮の下・瀬原	美津島文化会館
	10月27日 月	樽ヶ浜・全高浜・根緒 洲藻・昼ヶ浦・黒瀬 竹敷・島山	〃
	10月28日 火	全大船越・平瀬原 緒方・久須保・女護島 玉調・犬吠	〃
	10月29日 水	大山・小船越・芦浦・賀谷 濃部・鴨居瀬・赤島	小船越 コミュニティーセンター
	10月30日 木	箕形・吹崎・加志・今里 尾崎・阿連	今里漁民センター
豊玉	10月10日 金	佐保・志多浦・大綱 小綱・銘・田	小綱生活館
	10月11日 土	貝口・東加藤・水崎 加志々・唐洲・廻	加志々漁民 厚生センター
	10月12日 日	仁位・卯麦・佐志賀 嵯峨・貝鮎・糸瀬	仁位生活館
	10月13日 月	千尋藻・曾・位之端・鑓川	千尋藻漁村センター
	10月14日 火	和板・横浦・塩浜・見世浦	塩浜児童館

町	日程	対象地区	実施場所
峰	10月6日 月	櫛・志多賀・志越	中対馬 開発総合センター
	10月7日 火	佐賀	〃
	10月8日 水	三根上・三根下・三根浜	峰地区公民館
	10月9日 木	津柳・青海・木坂・狩尾 賀佐・吉田	〃
上県	10月20日 月	松ヶ崎・浜町・土井奈・本元 町上町・下町・太鼓町 三軒屋・大地・西津屋	上県町 地域福祉センター
	10月21日 火	友谷・湊	湊地区集会施設
	10月22日 水	深山・恵古・仁田ノ内 井口・中山	上県町 ふれあいプラザ
	10月23日 木	田ノ浜・志多留・伊奈 越高・御園	伊奈地区 住民センター
	10月24日 金	瀬田・櫻滝・越ノ坂 飼所・犬ヶ浦	仁田 コミュニティーセンター
10月25日 土	鹿見・久原・女連	南部地区 住民センター	
上対馬	10月15日 水	芦見・一重・小鹿	一重地区集会施設
	10月16日 木	五根緒・茂木・琴	琴住民センター
	10月17日 金	古里・比田勝・富浦・網代 津和・唐舟志・浜久須 玖須・大增・舟志	上対馬総合センター
	10月18日 土	豊・泉・西泊	泉漁村センター
	10月19日 日	河内・大浦・鱈浦	大浦地区集会施設

(注意) 対象者は対馬市に住所を有する40歳以上の方です。
社会保険の方も契約により対象となります。受診券を持参ください。
後期高齢者の方はその保険証で受診できます。
(後期高齢者被保険者は特定健診に500円必要です。)
40、45、50、55、60歳 平成21年3月31日での方は
節目健診の対象となりますので、そちらを受診してください。

【問い合わせ先】
福祉保健部健康保健課
0920(58)1116 (美津島、豊玉、峰)
南福祉保健センター
0920(52)4888 (厳原)
北福祉保健センター
0920(84)2313 (上対馬、上県)

ど存知ですか? 「福祉医療費制度」

この制度は、対象者が病院、歯科医院、調剤薬局等にかかったとき支払われた医療費の一部が助成される制度です。病院等で支払った医療費から「高額療養費」「附加給付」等を引いた額から、さらに自己負担額を引いた金額が助成されます。(歯科矯正・入院食事代・文書料等の保険診療以外は対象外です。)

この制度を利用するためには申請が必要です。

対象者		受給の要件
乳幼児		小学校就学前まで
障害者	身障手帳1・2級所持者	手帳所持者(後期高齢者医療適用者も対象)
	療育手帳A1・A2所持者	
	身障手帳3級所持者 療育手帳B1所持者	75歳未満の手帳所持者(後期高齢者医療適用者は対象外)
母子	母子家庭の母	配偶者のいない70歳未満の方で、現に20歳未満の子を監護しているもの
	母子家庭の子	母子家庭の母に監護されている子、又は、父母のいない子で18歳未満(高校在学中は20歳未満)のもの
寡婦		60歳以上70歳未満で、扶養義務者と生計を同一にせず、前年の所得税が非課税のもの(入院のみ対象)

(注)乳幼児以外は、所得要件があります。

詳しくは対馬市福祉事務所福祉課 0920(58)2294 または、各地域活性化センター住民生活課・各福祉保健センターまでお問い合わせください。

対馬海区漁業調整委員会委員選挙人名簿 登録申請は 9月5日(金)までに

平成20年9月1日現在で調整する対馬海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の登録について、下記の事項のいずれかに該当する方は、もれなく申請書を9月5日(金)までに提出しましょう。

申請がなかった場合、たとえ選挙権があっても投票することができませんのでご注意ください。

選挙権を有する者の範囲

対馬市内に住所または事業場を有するものであって、1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営みまたは漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕もしくは養殖に従事するもの知事の権限によって上記該当者の範囲を拡張せられたもの海区漁業調整委員会の委員または漁業協同組合、もしくは漁業協同組合連合会の役員であってその委員またはその役員に就任後上記 に該当しなくなったため選挙権を失ったもの

申請書は、各地区の回覧等で配布することとしていますが、お手元に届かなかったときは、対馬市選挙管理委員会及び対馬市各地域活性化センター地域支援課に備え付けていますので、お早めにご連絡ください。

申請書の提出は、対馬市選挙管理委員会及び対馬市各地域活性化センターで受け付けています。(各地区区長及び漁協の各支所でも受け付けている地区もあります)

問い合わせ先

対馬市選挙管理委員会 (0920 (53) 6111) または
対馬市役所各地域活性化センター地域支援課 選挙担当まで

とらばさみを回収します

対馬野生生物保護センター
0920(84)5577
(担当:前田・茂木)

現在、野生鳥獣を捕獲するためのとらばさみの使用は法律で禁止されています。とらばさみを「持たない・使わない」ことを推進するため、環境省・長崎県・対馬市では、「どうぶつたちの命を守ろう! とらばさみ回収キャンペーン」を8月1日から31日まで実施します。このキャンペーンを機会に是非回収にご協力ください。回収ご希望の方はセンターまでご連絡ください。

回収対象地区 上県町中山、仁田ノ内、深山、恵古、井口、友谷、湊、志多留、田ノ浜、瀬田一、瀬田二、飼所、櫻滝、越高地区にお住まいの方

回収協力金 とらばさみ1個につき500円の協力金をお支払いします。

参考 とらばさみは、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」及び「第10次長崎県鳥獣保護事業計画」によって使用が禁止されています。違法に使用し、野生鳥獣を捕獲した場合は、一年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることもありますので、ご注意ください。